O 7. 4 1

アジア拠点化推進法の規定による手数料等 の軽減について (特)

1. 軽減の要件と内容

アジア拠点化推進法第4条に規定する認定研究開発計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る発明又は特許発明(当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)について、当該研究開発事業を行う中小企業者であって、職務発明として当該発明又は特許発明を予約承継した使用者等であるときは、出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される(アジア拠点化推進法施行令2条2項、3条2項)。

2. 申請書に添付する証明書と確認する要件

軽減に係る申請書に添付すべき証明書は、「表1」の右欄に掲げる ものである(アジア拠点化推進法施行令2条1項、3条1項、研究開 発事業計画の認定等に関する命令13条)。

「表1」

要件

証明書

- (1)研究開発事業を行う中小企業者 であること(中小企業者とは、以 下のいずれかにあたること)
 - ア. それぞれの業種において、従 業員数が「表2」の数以下であ ること
 - イ. それぞれの業種において、資本金若しくは出資の額が「表3」 の額以下であること
- (2)特許出願に係る発明が職務発明 であること及び職務発明に係る 「特許を受ける権利」を発明者で ある「従業者等」から「使用者 等」に承継させることをあらかじ め定めた契約、勤務規則等がある こと

- 中小企業者であることを証する書面 として
- ・主たる事業を確認するための書類 (自社パンフレット等)
- ・従業員数を証する書面(雇用保険、 労働保険、賃金台帳等の写し等) 又は資本の額又は出資の総額を証 明する書面(定款、法人登記事項 証明書又は貸借対照表)
- ・職務発明についてあらかじめ使用 者等に特許を受ける権利を承継さ せることが定められた契約、勤務 規則、その他の定めの写し
- ・職務発明であることを証する書面

07.41

- (3)認定研究開発事業計画に従って 行われる研究開発事業の成果に係 る特許発明又は発明であること (当該認定計画における特定研究 開発等の実施期間の終了日から起 算して2年以内に出願されたもの に限る。)
- ・認定研究開発事業計画に従って行 われる研究開発事業の成果に係る 発明又は特許発明であることを証 する書面(注1)
- ・認定研究開発事業計画の写し(注 2)
- (注1)要件(3)の「認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業 の成果に係る特許発明又は発明であること」を確認する他、書面の「証明 する者」が、認定研究開発事業計画の「認定を受けた者」であることを確 認する。
- (注2) 認定研究開発事業計画における特定研究開発等の実施期間の終了日を確認し、申請に係る出願が、要件(3)の「認定研究開発事業計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内の出願」であることを確認する。

「表2」業種毎の従業員数の基準

日本標準産業分類に基づく業種	従業員の数
製造業、建設業、運輸業他(以下の業種を除く。)	300人
小売業	50人
卸売業又はサービス業(ソフトウエア業、情報処理	100人
サービス業及び旅館業を除く。)	
旅館業	200人
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチ	900人
ューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	

「表3」業種毎の資本金の額(若しくは出資の総額)の基準

日本標準産業分類に基づく業種	資本の額又は出資の総額
製造業、建設業、運輸業他(以下の業種を除く。)	3 億円
小売業又はサービス業(ソフトウエア業又は情報処	5 千万円
理サービス業を除く。)	
卸売業	1 億円

(新規平成 2 5 · 6)